

住宅防音工事の 事務手続き について

防音工事

南関東防衛局 企画部

住宅防音第1課、住宅防音第2課



はじめに	1
A 住宅防音事業について	2
B 工事内容	7
C 事務手続について	8
1 交付申込書	10
2 現地調査	13
3 内定通知書	13
4 交付申請書	14
5 交付決定通知書	16
6 工事や設計の契約	16
7 着手報告書	19
8 遂行状況報告書	19
9 計画変更申請書	20
10 計画変更承認書	21
11 工事の完了	21
12 実績報告書	22
13 確定通知書	23
14 補助金の請求・支払	23

はじめに

このパンフレットは、住宅防音事業補助金交付申込書に併せて配付しているものです。

このパンフレットには、住宅防音事業の補助金交付の手続きを進めるために必要な事項を記載していますので、ご一読願います。

また、交付申込書や添付書類などにより、住宅防音工事の補助対象となるかを国が審査いたします。

なお、場合によっては住宅防音工事の補助対象とならないことがありますので、ご注意願います。

注意

偽りの報告で不正に補助金の交付を受けた場合は、**補助金を返還**していただくこととなります。

例えば、住んでいない方の住民票を移して、**居住している人数を偽り**、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。

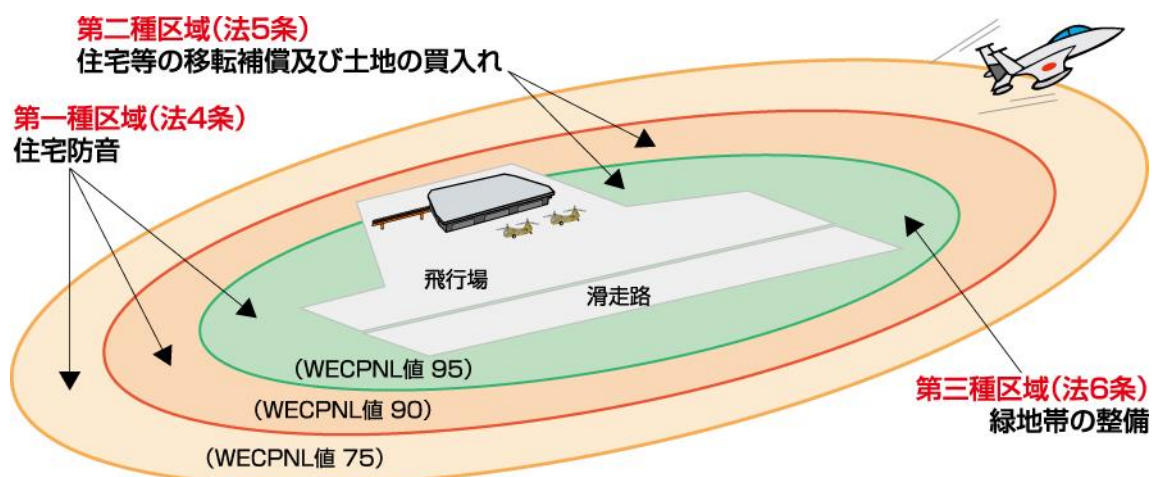
A 住宅防音事業について

A

住宅防音事業とは

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）内に、指定される以前から所在している住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、又は軽減するために行う防音工事に対して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などに基づき、行われる補助事業です。

住宅防音及び移転補償等の対象区域



【WECPNL】

- WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。
- 音響の強度（dB（A）デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。
- なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

補助金の交付が受けられる住宅

A

住宅防音事業の種類

告示前住宅防音事業	防衛大臣が指定する第一種区域に、区域指定される以前から所在している住宅が対象となります。
特定住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。
告示後住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。

飛行場周辺の対象となる住宅

(厚木飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年9月5日に告示した区域 (防衛施設庁告示第18号)	昭和54年9月5日までに建築された住宅	昭和54年9月6日から昭和61年9月10日までに建築された住宅	平成18年1月の区域見直しによって指定した85W以上の区域として別に定める区域のうち、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建築された住宅
昭和56年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第19号)	昭和56年10月31日までに建築された住宅	昭和56年11月1日から昭和61年9月10日までに建築された住宅	
昭和59年5月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第9号)	昭和59年5月31日までに建築された住宅	昭和59年6月1日から昭和61年9月10日までに建築された住宅	
昭和61年9月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第9号)	昭和61年9月10日までに建築された住宅		
平成18年1月17日に告示した区域 (防衛施設庁告示第1号)	平成18年1月17日までに建築された住宅		

(浜松飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年8月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第16号)	昭和54年8月31日までに建築された住宅	昭和54年9月1日から昭和56年7月18日までに建築された住宅	平成24年1月の区域見直しによって指定した85W以上の区域として別に定める区域のうち、昭和56年7月19日から平成3年7月18日までに建築された住宅
昭和56年7月18日に告示した区域 (防衛施設庁告示第10号)	昭和56年7月18日までに建築された住宅		
平成24年1月30日に告示した区域 (防衛省告示第33号)	平成24年1月30日までに建築された住宅		

(静岡飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和56年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第23号)	昭和56年10月31日までに建築された住宅	昭和56年11月1日から昭和60年3月18日までに建築された住宅	
昭和60年3月18日に告示した区域 (防衛施設庁告示第2号)	昭和60年3月18日までに建築された住宅		

(区域指定・告示の詳細な内容については、各防衛事務所まで縦覧できます。)

補助の対象となる工事区分及び居室数

防音工事の対象となる工事区分居室数は、
下記のとおりです。

- 工事実施箇所(居室工法)
- 工事実施箇所(ユーティリティ工法)
- 工事実施済み箇所

一挙防音工事	対象区域	75W以上の区域	<p>(例：世帯人員4名→5居室)</p>
	対象住宅	防音工事を実施していない住宅	
	居室数	居住人数に応じ、表第1（5ページ）の居室数以内の居室	
追加防音工事	対象区域	75W以上の区域	<p>(例：世帯人員4名→3居室＝5居室－2居室)</p>
	対象住宅	従前の新規防音工事（防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、補助の対象とする居住人数にかかわらず、2居室以内の居室に対して実施していたもの）のみを実施した住宅	
	居室数	居住人数に応じ、表第1（5ページ）の居室数から、新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室	
	留意点	新規防音工事は、現在は実施しておりません	
防音区画改善工事	対象区域	75W以上の区域	<p>(例：世帯人員4名→5居室と廊下などを一つの区画)</p>
	対象住宅	表第3（5ページ）の住宅のうち、以下の住宅 ①防音工事を実施していない住宅 ②一挙防音工事又は追加防音工事を実施している場合は各工事の完了の日から10年以上経過した住宅	
	居室数	専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とします ①の住宅は、居住人数に応じ、表第2（5ページ）の居室数以内の居室 ②の住宅は、居住人数に応じ、表第2（5ページ）の居室数から防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室	
外郭防音工事	対象区域	6ページ別表のとおり	<p>(例：世帯人員4名→全居室と廊下などを一つの区画)</p>
	対象住宅	6ページ別表のとおり	
	居室数	防音工事の実施の有無や居住人数にかかわらず、家屋全体を一つの区画とします	

表第1

一挙防音工事又は追加防音工事	
世帯人員	居室数
1人	2居室
2人	3居室
3人	4居室
4人以上	5居室

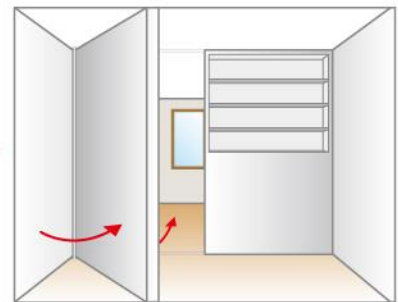
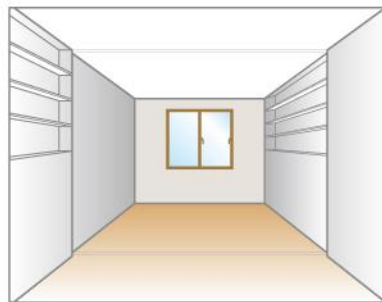
表第2

防音区画改善工事	
世帯人員	居室数
4人以下	5居室
5人以上	世帯人員に1を加えた居室

A

表第3

住 宅	内 容
バリアフリー 対応住宅	住宅内の段差等の障害を取り除いたり、又は廊下等に手すりなどの補助器具を設置するなど、障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅
フレックス 対応住宅	浴室、便所、専用調理室（台所）などの設備のある部分を除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家族構成又は生活様式の変化に伴って必要とする部屋が自由に変えられる様式の住宅
その他の 対象住宅	次に掲げる者が現に居住する住宅 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（同法別表第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる聴覚障害並びに同表第3項に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害を有する者を除く。） イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者 ウ 介護保険法第7条第4項に規定する要支援者 エ その他の生活上車椅子等を要する旨の医師、民生委員又は福祉事務所の長による証明がある者その他車椅子などによる生活を余儀なくされていることが明らかである者



区域	対象住宅	特記事項
85W以上	<p>(1) 防音工事を実施していない住宅(集合住宅の場合は住戸。以下同じ。)</p> <p>(2) 防音工事(一挙防音工事、新規防音工事(※1)、追加防音工事、防音区画改善工事)を実施している住宅であって、以下の事項に該当する住宅</p> <p>ア 防音工事を実施していない居室がある住宅 各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合【特記事項Ⅰ】</p> <p>イ 防音工事を実施していない居室がない住宅 各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事(※2)に併せて外郭防音工事を実施する場合【特記事項Ⅱ、Ⅲ】</p>	<p>Ⅰ 新規防音工事のみを実施している住宅は、工事完了の日から10年未満であっても対象となります。</p> <p>Ⅱ 新規防音工事分の防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施したいとしても、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施している場合には、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過していなければ、外郭防音工事の対象とすることはできません。</p> <p>Ⅲ 集合住宅については、様々なケース等があることから、対象となる住宅かどうか、事前にご相談・ご確認ください。</p>
75W以上 85W未満	<p>(1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅(以下「RC集合住宅」という。)であって、防音工事を実施していない住戸</p> <p>(2) 原則として、一挙防音工事等(※3)と防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施した住戸が混在【特記事項Ⅰ】しているRC集合住宅【特記事項Ⅱ】であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具【特記事項Ⅲ】が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸【特記事項Ⅳ】</p>	<p>Ⅰ 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防音工事と防音区画改善工事又は防音工事を実施していない住戸の外郭防音工事を同時期に実施することにより混在することとなる場合を含みます。</p> <p>Ⅱ 同一敷地内又は同一の利用目的に供されているひとまとまりの土地に複数棟のRC集合住宅が所在する場合であって、それら複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管理している場合を含みます。</p> <p>Ⅲ 芯材の有無を確認するため、玄関建具の型番が分かる設計図書や写真等及びカタログ等の提出が必要となりますので、詳しくは事前にご相談ください。</p> <p>Ⅳ 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過している場合に限ります。</p>

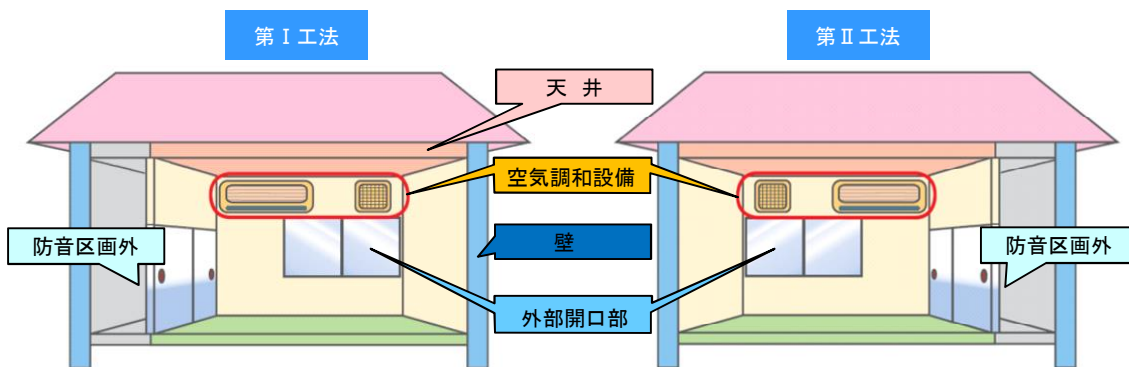
(※1) 新規防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象とし、世帯人員にかかわらず、2居室以内の居室に対して行う防音工事(平成22年度廃止)

(※2) 防音建具機能復旧工事 : 防音工事により設置した防音サッシ等の取換工事

(※3) 一挙防音工事等 : 一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事

B 工事内容

防音工事の工法や使用する材料の性能などについて防衛省が定める「住宅防音工事標準仕方書」に基づき、天井及び外壁の遮音、吸音工事（ただし、鉄筋コンクリート造は施工しない）、開口部の遮音工事及び空気調和工事（換気設備及び冷暖房設備の設置）などの必要な工事を実施します。



内 容	屋根	既存のまま	既存のまま
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として既存のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間などがある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ(第Ⅰ工法用)の取付	
	内部開口部	原則として既存のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
	床	原則として既存のまま	
	空気調和設備	換気装置及び冷暖房機などの設置 ④換気装置は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台設置することとし、また、既存に換気装置が設置されている場合で、当該装置を活用できるときは、換気装置の設置を省略 ④冷暖房機は、原則として、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外	
	その他	防音工事に伴う必要な工事	

C 事務手続について

補助金交付（住宅防音事業）の事務手続の流れ

① 住宅防音事業補助金
交付申込書

内容によっては対象外となります

↓
現地調査

調査結果によっては対象外となります

② 住宅防音事業補助金
交付内定通知書

↓

③ 補助金交付申請書

↓
申請内容の審査

④ 補助金等交付決定通知書

交付決定以降、工事希望者(ご本人)は補助事業者
となります

↓
工事や設計の契約

設計事務所と「設計監理委託契約」、工事請負業者
と「工事請負契約」を締結していただきます

↓
工事の開始

⑤ 補助事業等着手報告書

⑥ 補助事業等遂行状況報告書

工期が12月31日を超える
場合に提出
(詳しくは19ページ参照)

⑦ 補助事業等計画変更
承認申請書

工事着手後、工事内容を変
更する場合に申請(詳しく
は20ページ参照)

⑧ 補助事業等計画変更承認書又は
補助金等変更交付決定通知書

⑨ 補助事業等実績報告書
(年度内に工事が完了しない場合)

設計事務所と一緒に検査を行い、不備な箇所は工事
請負業者に手直しをしてもらってください

↓
工事の完了検査

⑩ 補助事業等実績報告書

↓
工事の完了確認

⑪ 補助金等金額確定通知書

⑫ 補助金請求書

↓
補助金の支払

住民の皆さんが提出する書類

住民の皆さんが行う部分

国から送られる書類

国が行う部分

今後の事務手続きについては、以下の書類の提出・受領をしていただくこととなります。また、令和3年度からは、工事希望者からの希望があれば、事務手続きの一部について、電子メールでやり取りをすることが可能となりましたので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国又は国から委託を受けた者に申し出てください。電子メールでの事務手続きについては、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。

なお、事務手続きが終わる都度、右端の完了欄のところにチェックを入れて、手続きの進行状況の確認にご使用ください。

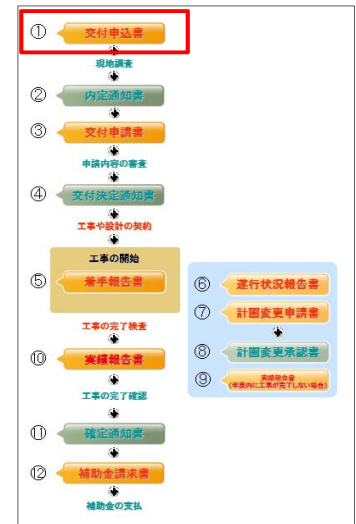
C

	書類名	皆様方が作成する文書	国から送付	完了
①	住宅防音事業補助金交付申込書	 		<input type="checkbox"/>
②	住宅防音事業補助金交付内定通知書			<input type="checkbox"/>
③	補助金交付申請書	 		<input type="checkbox"/>
④	補助金等交付決定通知書			<input type="checkbox"/>
⑤	補助事業等着手報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑥	補助事業等遂行状況報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑦	補助事業等計画変更承認申請書	 		<input type="checkbox"/>
⑧	補助事業等計画変更承認書又は補助金等変更交付決定通知書			<input type="checkbox"/>
⑨	補助事業等実績報告書 (年度内に工事が完了しない場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑩	補助事業等実績報告書 (工事が完了した場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑪	補助金等金額確定通知書			<input type="checkbox"/>
⑫	補助金請求書	 		<input type="checkbox"/>

⑥、⑦、⑧については、事情により工事が予定どおり完了しなかった場合などに実施していただくものです。

1 交付申込書

補助金の交付の申込みは、補助金の交付の対象として適正であるかどうかにつき審査するため、住宅の居住状況や建築年月日が分かる事項を「住宅防音事業補助金交付申込書」（参考資料－4ページ）に記入して頂き、また、証明書類を添付して提出していただきます。
参考資料－1～8ページ参照



記入上の注意

工事希望者について

原則として住宅の所有者が工事希望者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、借家人が工事希望者となることができます。



記入などについて

- 申込書は、黒のボールペンで記入してください。
- 工事希望者の氏名は、公的書類（登記事項証明書等）の字体で記入してください。（「齋」を「斎」など簡略化しないでください。）
- 日中、留守にしていることが多い方は、日中の連絡先（勤務先、携帯電話の電話番号など）を申込書の住所、氏名欄の余白に記入してください。

申込書の提出に係る委任について

都合により工事希望者（本人）が申込手続きを行えない場合には、他の方に委任することができます。その場合には、「委任状」を作成し、関係書類と併せて提出してください。

必要書類（添付書類）



参考資料－3～6ページ参照

☑ 登記事項証明書又は家屋所在証明書

☑ 住民票

☑ 運転免許証等※の写し



※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの

（現地調査時等に運転免許証等又は個人番号カードにより本人確認をする場合は添付不要）

☑ 住宅見取図

☑ エアコンの補助台数の決定に係る申告書




（注）住民票、マイナンバーカードの写し等の「個人番号」が記載された書類及び健康保険の被保険者証の写し等の「被保険者等記号・番号等」が記載された書類については、「個人番号」及び「被保険者等記号・番号等」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

-  住宅の建て替え状況
-  住宅防音工事承諾書（住宅の共有者又は相続権者がいる場合に必要）





留意事項 **世帯人員の確認などについて**

住宅防音工事は、一部の工事を除き、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定しており、より適正に事業を行うため、居住人数の確認をさせていただきます。




全ての方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「今後の転出の予定」を確認します。
-  これらを踏まえ助成の可否を判断します。

交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
-  これらを踏まえ補助金の助成の可否を判断します。
-  助成の手続きを開始することとなった場合は、
 - ①交付申請書の提出時に、改めて住民票などを提出していただきます。
 - ◇全員又は一部の方が転出された場合（転出を予定されている場合を含みます）、また、結婚や出生などにより世帯人員が増加した場合は、対象となる居室数に変更となることがあります。
 - ②実績報告書の提出時に、改めて世帯人員報告書を提出していただきます。

交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
-  結婚や出生など、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助対象となる居室数の決定に係る世帯人員の対象となりません。

防音工事済住宅の解体などについて

防音工事を実施した住宅や住宅防音工事により設置した空気調和機器については、防音工事完了後においても善良な管理をしていただくこととなります。

防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体や住宅以外で使用する場合は、地方防衛局長の承認が必要となります。

その際、場合によっては、補助金相当額を返納していただくこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせください。

なお、借家人が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行ってください。

住 宅

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る）	19年
木造又は合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

空気調和機器

機 器	処分制限期間
冷暖房機（エアコン）・換気扇など	6年

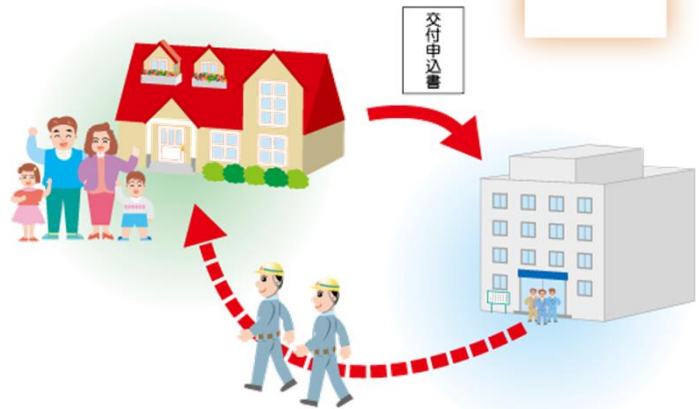
MEMO

2 現地調査

住宅防音事業補助金交付申込書を国に提出されますと、国は申込内容の確認審査を行った後に各世帯ごとに現地調査を行います。

確認内容

- ア 生活実態及び居住状況
- イ 防音工事を行う住宅に現に居住している方の転居予定
- ウ 売却・建替・転居などの予定
- エ 防音工事の実績
- オ エアコンの設置状況
- カ 工事希望者などの本人確認
(申込書提出時に運転免許証等の写しを添付せず本人確認を行う場合)



留意事項

現地調査の実施時期は、交付申込書を国に提出していただいた後に、国又は国から委託を受けた者から連絡があります。

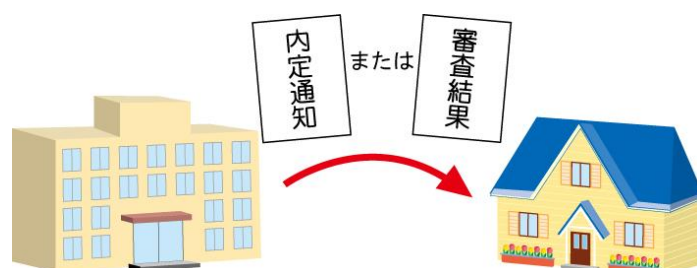
3ヶ月以内に転入している方がいる場合はその理由などを確認します。

3 内定通知書

現地調査を実施した後、補助金を交付することに内定した場合は、「住宅防音事業補助金内定通知書」を通知します。

なお、補助金を交付することが認められない場合には、「交付申込書の審査結果等について（通知）」によりその理由などを通知しますので、ご不明な点がございましたら、当局（パンフレット裏面に記載）までお問い合わせください。

参考資料－9・10ページ参照



4 交付申請書


補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。

参考資料-11～15ページ参照

必要書類(添付書類)

 設計図書(図面及び設計書)

必要に応じて提出する書類




 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合

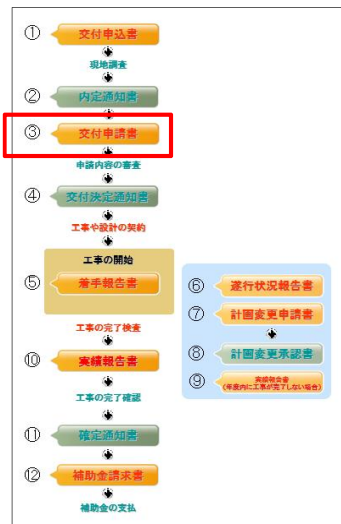
・住民票

(補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもので、世帯全員が記載されているもの)

(注) 個人番号が記載されてる場合は「個人番号」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

留意事項

-  借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者になっていただくことになります。
-  審査の結果、補助金の交付の対象として認められないこととなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で**必要事項**を記入してください。



補助対象経費について

補助金の交付の対象とする経費は「工事費」と「設計監理費」で、それぞれ表第4・5の限度額を超えない範囲で交付されます。

表第4

工事室数	工事費の限度額	
	80W以上	75W以上80W未満
1室	4,448千円	2,930千円
2室	6,296千円	3,853千円
3室	8,083千円	4,958千円
4室	9,905千円	5,866千円
5室以上	11,546千円	6,776千円

※防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施する場合で、居室以外の区画を含めて工事する場合は、上記表のそれぞれの額に2,930千円を加算できます。

※石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、上記表のそれぞれの額に石綿の撤去に係る額を加算できます。

設計監理費の限度額

※表中のAは工事費です。計算した額は千円未満を切り捨ててください。

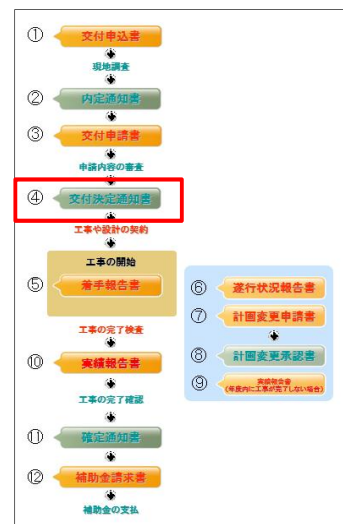
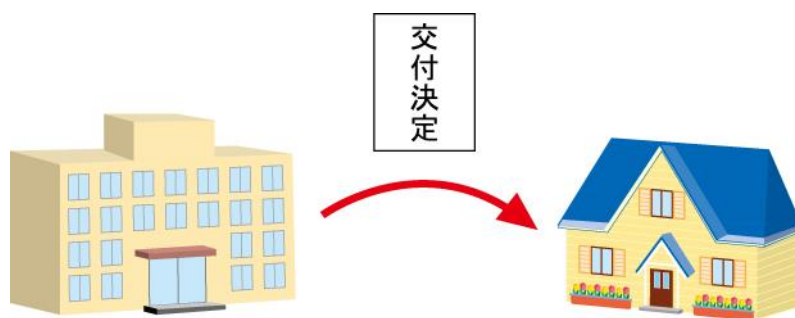
80W以上区域								
工事費 工事室数	4,448千円未満	4,448千円以上 7,615千円未満	7,615千円以上 8,083千円未満	8,083千円以上 9,417千円未満	9,417千円以上 9,905千円未満	9,905千円以上 10,800千円未満	10,800千円以上 11,546千円未満	11,546千円以上
1室	A×0.12	533	533	533	533	533	533	533
2室	A×0.12	533	533	533	533	533	533	533
3室	A×0.12	533	A×0.07	565	565	565	565	565
4室	A×0.12	533	A×0.07	565	A×0.06	594	594	594
5室以上	A×0.12	533	A×0.07	565	A×0.06	594	A×0.055	635

75W以上80W未満区域				
工事費 工事室数	2,930千円未満	2,930千円以上 6,382千円未満	6,382千円以上 6,776千円未満	6,776千円以上
1室	A×0.12	351	351	351
2室	A×0.12	351	351	351
3室	A×0.12	351	351	351
4室	A×0.12	351	351	351
5室以上	A×0.12	351	A×0.055	372

5 交付決定通知書

皆様方から補助金交付申請書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、「補助金等交付決定通知書」を通知します。

参考資料－16・17ページ参照



5

6

6 工事や設計の契約

皆様方の住宅を改造工事しますので、工事の内容をしっかりと監理していただく必要があります。また防音工事は国民の皆様からの税金で行われていますので公正に契約金額を決定していただく必要があります。

このため防音工事の契約は、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

補助金交付の条件(契約関係)

- ☑ 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。
 - ① 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - ② 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ③ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

契約相手方の選定

- ✓ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、それぞれ別の者^(※)と締結してください。これらの契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）等で複数世帯を同一発注者が同一時期に同一業者と契約する場合、できる限り複数世帯分を一括して契約してください。
- ✓ 契約を予定する相手方に、上記「補助金交付の条件」を伝え、資本又は人事面において関連のない別の者であることを確認してください。なお、口頭の確認では心配な場合は、契約締結時に誓約書を取り付けるなどしてください。

※「別の者」とは、当事者間の関係が次のいずれにも該当しない場合です。
資本面：親会社等又は子会社等の関係にある場合、
若しくは一方の会社等が他方の会社等の関連会社である場合
人事面：一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合

契約金額の決定など

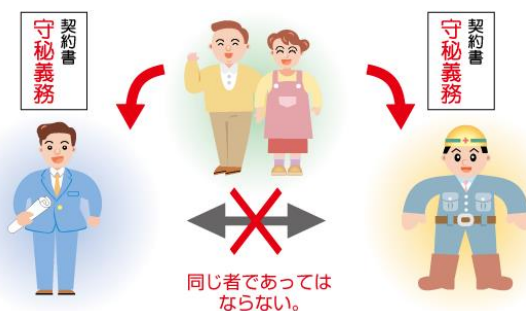
- ✓ 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
 - ◇ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、交付決定額を提示せずに、見積書を徴取した上で、契約を締結してください。
 - ◇ なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者から見積書を徴取した上で契約を行ってください。
 - ◇ 徴取した見積書などについては、防音工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので、大切に保管してください。
- ※手順については次ページ参照

守秘義務等について

- ✓ 契約書には、守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- ✓ 具体的には以下の例に沿った内容が、契約書又は契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。

第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報等を当該業務を実施するための目的以外に使用しないものとする。





契約手続の実施手順、方法

① 補助事業者が自ら、工事業者及び設計業者へ連絡をし、見積書の取付けを行ってください。



② 補助事業者が自ら見積書を取り付けた後、選定結果報告書を作成し、同報告書及び見積書（写し）を国に提出してください。



③ 補助事業者は自ら取付けた見積書の内、原則として交付決定通知書に記載されている工事費及び設計監理費を超えない見積書の工事業者及び設計業者と契約をしてください。

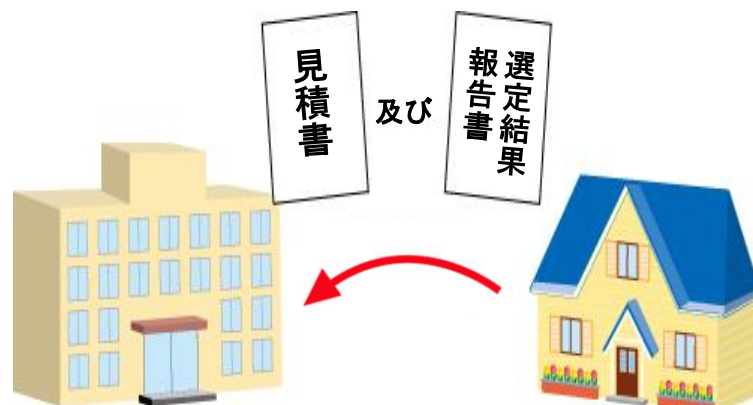


④ 取付けた見積書は、工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので補助事業者により大切に保管してください。

6

留意事項

- ❏ 前ページの補助金交付の条件（契約関係）、契約相手の選定、契約金額の決定及び守秘義務等についてをご確認の上、金額等を公正に決定してください。
- ❏ 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- ❏ 設計や工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）



7 着手報告書

工事に着手した場合は工事に係る契約状況や着手した年月日を記載した着手報告書を提出していただきます。

参考資料－18・19ページ参照



留意事項

- ❑ 着手報告書の提出は、工事の着手後7日以内に提出してください。
- ❑ ただし、工事の着手後7日以内に工事が完了する場合は、着手報告書を提出する必要はありません。
- ❑ 国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。



8 遂行状況報告書

工事に着手した後に工期が12月31日をこえる場合は、12月31日時点の出来高や進捗率などを記載した遂行状況報告書を提出していただきます。

なお工事の着手後3ヶ月以内に工事が完了する場合や、工事の着手後1ヶ月以内に12月31日になる場合は、遂行状況報告書を提出する必要はありません。

参考資料－20・21ページ参照

留意事項

- ❑ 遂行状況報告書の提出は、工事の着手後12月31日現在の遂行状況を翌年1月14日までに提出してください。
- ❑ 国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

7

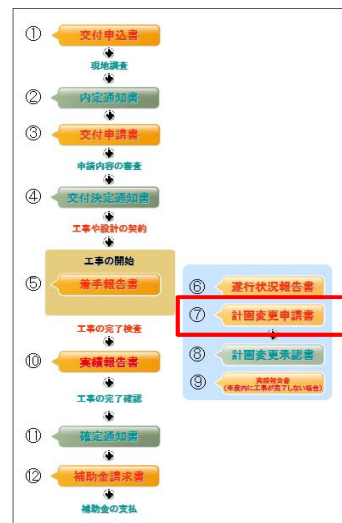
8

9 計画変更申請書


工事に着手した後に、以下の変更がある場合は、計画変更承認申請書を提出していただきます。

- 工事の完了予定期日を1月以上延期する場合
- 工事の完了予定期日を4月1日以降まで延期する場合
- 工事を行う居室、居室の数又は面積を変更する場合
- 工事費（工事雑費を除く。）を工事雑費又は設計監理費へ流用する場合
- 金属製建具の材料又は気密機構を変更する場合
- 空気調和機器の品目、規格、型式又は数量を変更する場合
- 音響の防止の効果を軽減するおそれのある工法又は材料に変更する場合

参考資料－22・23ページ参照





必要書類(添付書類)



-  理由書



必要に応じて提出する書類

-  設計書（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更前と変更後の計画の違いが比較できるよう修正を加えたもの
-  図面（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更後の内容を明示したもの

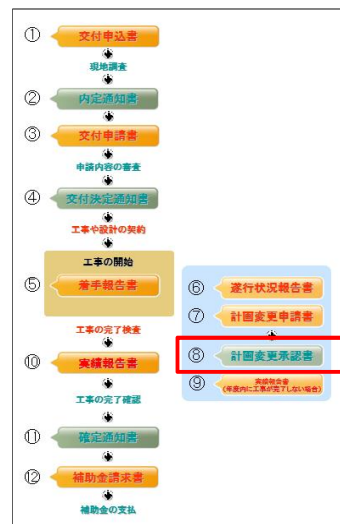
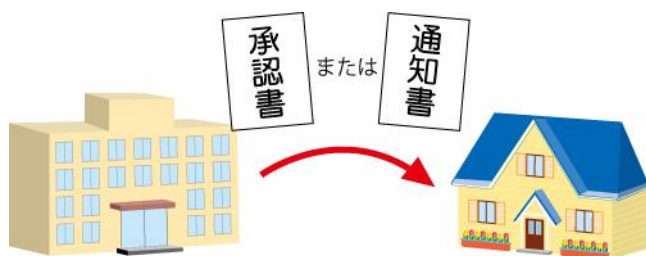
留意事項

-  変更がある場合は、まず、国又は国から委託を受けた者に連絡してください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

10 計画変更承認書

皆様方から計画変更承認申請書の提出を受け、理由や内容が適正であるかなどを審査し、「補助事業等計画変更承認書」又は「補助金等変更交付決定通知書」を通知します。

参考資料－24～27ページ参照



11 工事の完了

工事が完了しましたら、設計図書どおりに工事がなされているかを設計事務所と皆様方で検査をしていただきます。

検査をしていただいた後に、国又は国から委託を受けた者が交付決定の内容どおりに工事がなされているかを現地又は工事写真などで確認します。

留意事項

- 設計事務所による検査や国又は国から委託を受けた者の確認により不備な箇所が認められたときは、工事請負業者に手直しを行ってもらってください。



12 実績報告書

工事が完了した場合

工事の完了が確認できましたら、「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－28～32ページ参照

必要に応じて提出する書類

- ✎ 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合
 - ・世帯人員報告書（実績報告時）
- ✎ 計画変更承認申請書の提出を要しない軽微な変更（19ページに示す変更以外のもの）があった場合
 - ・設計書（変更前と変更後の違いが比較できるもの）
 - ・図面（変更後の内容を明示したもの）



留意事項

- ✎ 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合は、世帯人員の確認のため、国が自治体より住民票を取得し、また、現地調査を行うなど、十分な審査を行います。
- ✎ 国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

年度内に工事が完了しない場合

交付決定が行われた会計年度内（4月1日～翌年3月31日）に工事が完了しない場合は「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

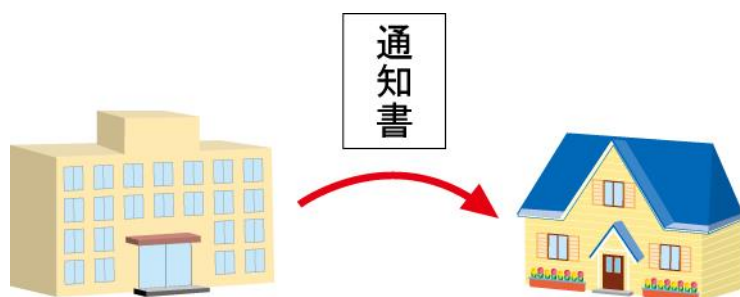
参考資料－33～35ページ参照



13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、交付決定の内容どおりであると認めるときは、「補助金等金額確定通知書」を通知します。

参考資料—36・37ページ参照



14 補助金の請求・支払

工事が完了しましたら、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者などへの支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者などへ補助金の支払いを行います。

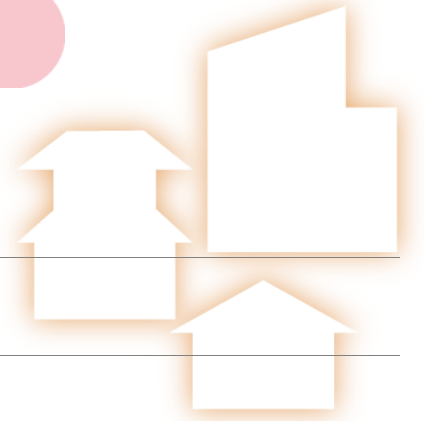
なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。



MEMO



MEMO



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関



対象飛行場

厚木飛行場

浜松飛行場

静浜飛行場

《お問い合わせ先》

- 南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、第2課
〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
TEL.045-211-7113
URL : <https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>
- 座間防衛事務所（厚木飛行場）
〒242-0004
神奈川県大和市鶴間1-13-2
TEL.046-261-4332
- 浜松防衛事務所（浜松飛行場、静浜飛行場）
〒430-0929
静岡県浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎
TEL.053-453-8958

